

柳ヶ瀬広場整備への思い

岐阜市長 柴橋正直

先月の市長定例記者会見で、柳ヶ瀬広場のデザインプランについて発表しました。旧長崎屋は、私が大学を卒業して社会人になった2002年に閉店し、約20年にわたり遊休不動産となりました。地域や商店街の皆さんから、跡地を何とかしてほしい、との声を何度もお聴きし、市長1期目から取り組みを重ねてきました。2022年に柳ヶ瀬広場の都市計画決定、更に地域の自治会や商店街、まちづくり活動に携わる団体の皆さんから要望書をいただき、ようやく建物解体工事が完了したことから、デザインプランを発表しました。

広場は、地上広場と地下広場の2層式です。地上広場には、「中央広場」「オープンスペース」「潤いの空間」「大階段」を配します。地下広場には、市民の皆さんやアンケートで要望が多かったトイレや授乳室、防災用品やイベント用の備品をストックできる倉庫などを設置します。

広場と周辺道路が一体となった開放感あふれるオープンスペースの他、次の二点に注目していただきたいと考えています。一点目は、水辺空間「アクアージュ柳ヶ瀬」が緑が織りなす潤いの空間です。アクアージュ柳ヶ瀬は、清流長良川や忠節用水から繋がる水路で、魚が泳いでいます。これまでは、ビルとビルの狭間に隠れていましたが、親水性を高め、市民の皆さんの幸せの水辺空間にしたいです。二点目は、柳ヶ瀬商店街から青空が見えるということです。旧長崎屋に隣接していたアーケードも撤去されました。青空の下、様々なイベントが開催され、滞在型の商店街として、市民の皆さんにご利用いただけるのを、楽しみにしています。

私は、「岐阜を動かす」を掲げて、市長として2期8年目を迎えています。この間、公共空間を活かしたまちづくりに取り組み、セントラルパーク金公園、岐阜公園の岐阜城築市、そして旧長崎屋跡の柳ヶ瀬広場整備へと進んできました。積年の課題が、一つ一つ解決しています。市民の皆さんのご理解ご協力に感謝申し上げます。

◎市長コラムを動画で配信しています。ぜひご覧ください。視聴はこちら→



7/1(火)から窓口で国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付け

国民年金第1号被保険者(60歳未満の自営業者・会社を退職した人など)で、保険料の納付が困難な場合、未納にしておくと障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。今年度の窓口での申請は、7月1日(火)から始まります。申請期限があるため、お早めに申請してください。

また、マイナポータルを利用した電子申請により、保険料免除・猶予申請ができます。24時間申請できますので、ぜひご利用ください。

◎詳細は、日本年金機構のホームページまたは年金加入者ダイヤルでご確認ください。

◎国保・年金課 ☎214-2086、岐阜北年金事務所 ☎294-6364、年金加入者ダイヤル ☎0570-0030004

国民年金保険料の口座振替はオンラインで申請を

口座振替納付の申し込みは、年金事務所や金融機関などに出向くことなく、マイナポータルからねんきんネットにログインすることで、オンライン上で手続きができます。

◎詳細は、日本年金機構ホームページに掲載。

文化事業の一部経費を助成

◆対象分野 舞台芸術 美術、文芸など
◆対象経費 会場費、印刷・録音・録画費、講師謝礼など
※分野により異なる

◆助成額 対象経費内で上限20万円 ※審査会で決定

◆申請方法・期間 10月～来年3月に実施する事業は、7月31日(木)必着までに申請書と参考資料を郵送または直接生涯学習センター(〒500-8521橋本町1-10-1) ☎268-1050(ハ)へ。

※要綱、申請書は岐阜市生涯学習センター窓口で入手可。

市役所窓口などでキャッシュレス決済が利用できます

市役所窓口や公共施設などにおいて、各種証明書などの発行手数料や施設利用料などの支払に、クレジットカードや電子決済が利用できます。

◎事前申込不要
◎労働雇用課 ☎214-2358

働く人・事業主のための「労働なんでも相談」

社会保険労務士が労働に関する相談や、各種保険の申請手続きを案内する無料相談窓口です(職業あつせんは行いません)。高齢者や障がいのある人もご相談ください。

◆日時 毎週金曜日(祝日を除く)の午前9時～正午・午後1時～4時

◆場所 市民相談室(市庁舎2階) ◎事前申込不要
◎労働雇用課 ☎214-2358

犬に注意しましょう

春から秋は、キャンパやハイキング、農作業など、山や草むらで活動する機会が多くなる季節です。野山に生息するダニにかまれることで感染症・医療業務課 ☎252-7187

市民委員・児童委員になってみませんか

民生委員・児童委員は、皆さんが住んでいる地域において、福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政や関係機関へのつなぎ役として活動しています。社会福祉の活動に興味や熱意がある皆さん、民生委員、児童委員になってみませんか。

◎詳細は、市ホームページ ☎100455(ハ)に掲載。
◎福祉政策課 ☎214-2345

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

大麻や覚せい剤、危険ドラッグなどの薬物使用は、一度だけのつもりがやがて依存症となり、簡単にやめられなくなります。また、心身の健康を損ない、他人に危害を加えることにもなりかねません。

近年、10代の薬物乱用の多くが市販薬の風邪薬や咳止めなどを決められた用法・用量を守らずに過量に摂取するオーパードーズ(過剰摂取)であり、新たな社会問題となっています。

甘い言葉で誘われても、勇気をもって断りましょう。一人で解決しようと思わず、家族や信頼できる人に相談してみてください。

◎保健所感染症・医療業務課 ☎252-7187

節目歯科健康診査の受診を

◆対象者 平成16年・11年・6年・元年、昭和64年・59年・54年・49年・44年・39年・34年・29年生まれの人 ※6月末に受診券(はがき)を交付

◆実施期間 7月1日(火)～来年2月28日(出)(休診日を除く)

◆実施場所 市内の委託歯科医療機関(市ホームページ ☎1004341)に掲載

◆自己負担金 600円(平成16年生まれの人、生活保護世帯の人は無料。生活保護世帯の人は受診前に問い合わせが必要。)

☎保健所保健予防課 ☎252-7193

オーラルフレイルを予防しましょう

●オーラルフレイルとは
お口の機能が低下した状態をいい、この状態が進むと健康状態が悪化する、要介護状態となるなどの要因となります。「飲み込みにくい」、「むせることが増えた」などお口のまわりの衰えがある場合、オーラルフレイルの可能性があります。

●予防のためにできること
ご自身でのお口のケアと定期的な歯科健診が重要です。「ぎふ・さわやか口腔健診」では、歯や歯肉の状態だけでなく、飲み込み(嚥下)や咀嚼機能の検査を行い、お口の機能の衰えもチェックします。毎年1回、口腔健診を受診することでお口の衰えを早期発見し、オーラルフレイルを予防しましょう。

【ぎふ・さわやか口腔健診】
◆受診場所 県内の委託歯科医療機関 ◆検査項目 問診、診察、機能評価
◆自己負担金 300円 ◆実施期間 来年1月31日(出)まで
◆対象者 岐阜市に住民登録がある後期高齢者医療制度に加入している人

●オーラルフレイル予防講座
市では、高齢者が集まるサロンなどの通いの場に講師(歯科医師や歯科衛生士)を派遣する、オーラルフレイル予防講座を実施しています。講座では、お口のケア、お口の体操などについて実践方法を紹介しています。

☎福祉医療課 ☎214-2225

令和7年度の国民健康保険料率が決まりました

12か月分を6月期から3月期までの10回で納めていただきます。 ※納入通知書は、6月中旬に納付義務者である世帯主宛てに送付。

▼令和7年度国民健康保険料の計算方法

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分(40～64歳の人)
所得割額	8.00%	2.37%	1.68%
均等割額	28,200円/人	8,760円/人	7,920円/人
平等割額	29,280円/世帯	9,240円/世帯	6,120円/世帯
最高限度額	660,000円	260,000円	170,000円

※1年分の国民健康保険料は、上表の①②③を合計した金額。世帯単位で計算。

●所得割額の基礎となる所得金額の算定方法
基準総所得金額＝世帯総所得－被保険者1人当たりの控除額(※)の合計額
※所得金額が1円以上43万円未満の人＝所得金額
所得金額が43万円以上の人＝43万円

◎令和6～8年度は市独自減免制度廃止に伴う、緩和措置があります。

◆対象者 令和5年度以前から継続加入している、令和5年度に市独自の減免の対象であった世帯(被保険者が資格喪失した世帯などを除く)

◆緩和措置額 令和7年度＝基準額(令和5年度減免額)の50%、令和8年度＝同25%

※所得割額が限度。ただし、次の場合は翌年度から対象外となります。

- 令和6年度以降、当該世帯に属する被保険者が1人となる、または重度の福祉医療受給に該当する被保険者が属さない世帯となる
- 緩和措置額(減免額)が1万円未満

◎災害などの特別な事情があるときは、保険料を減免できる場合があります。お早めにご相談ください。

☎国保・年金課 ☎214-2085

7月の日曜・夜間救命講習

受講無料

期日	場所・申込先・☎	内容
7/6(日)	岐阜中消防署(美江寺町2-9) ☎262-7165	①② ③
25(金)	山県消防署(山県市高木1291-2) ☎0581-22-0119	③ ⑤
9(火)	岐阜南消防署(茜部本郷1-12) ☎272-2012	①②
13(日)	瑞穂消防署(瑞穂市別府2451-1) ☎327-0119	④
20(日)	本業消防署(本業郡北方町加茂1-23) ☎324-0119	①②
27(日)	岐阜北消防署(鷺山1769-496) ☎231-5308	①②

時間/①49:00～12:00、②10:00～12:00、③19:00～20:30、⑤9:00～17:00

⑤上級救命講習＝心肺蘇生法、傷病者管理法、副子固定法など8時間

◆対象者 岐阜市・瑞穂市・山県市・本巣市・北方町内に在住・在勤・在学の人 ◆定員 各20人程度(岐阜北消防署・山県消防署は各10人程度) ◆申込 各開催日前日までに開催消防署へ電話または直接申し込み。各開催日の1週間前までは市ホームページの申込フォームでも申し込み可。



☎1001521

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

●情報公開制度
市民の皆さんの請求に基づいて公文書を公開する制度です。請求は主に「情報公開室」(市庁舎2階)で受け付けています。

●個人情報保護制度
市民の皆さんが自分の情報を確認、訂正または利用停止を求めることができます。この請求も主に「情報公開室」で受け付けています。

令和6年度情報公開制度の利用状況

請求件数	決定区分別件数				件数	・不服申立て 決定区分別件数(前年度繰越し分含む)
	公開	一部公開	非公開	公開拒否		
請求書	742	348	397	50	5	次年度への繰越し
口頭請求	8	8	0	0	0	
合計	750	356	397	50	5	1 0 0 0 0 1

令和6年度個人情報保護制度の利用状況

請求件数	決定区分別件数			件数	・不服申立て 決定区分別件数(前年度繰越し分含む)
	承諾	一部承諾	拒否		
開示請求	135	70	61	18	次年度への繰越し
訂正請求	1	0	0	1	
利用停止請求	0	0	0	0	

※1件の請求に対する決定区分が複数になるなどの場合があるため、請求件数と決定件数は必ずしも一致しません。

☎行政課 ☎214-4904

オンラインで不法投棄の通報ができます

市内の不法投棄を防止するため、インターネットから24時間通報可能な「不法投棄110番オンライン」を開設しています。不法投棄を発見した際は、ぜひご利用ください。

◎不法投棄110番 ☎0120-530-817(フリーダイヤル)からも通報できます。

◎詳細は、市ホームページに掲載。

☎環境事業課 ☎214-2418



☎1002305

給水設備(井戸・受水槽など)の管理者の皆さんへ 定期的な水の検査や貯水槽の清掃を

●井戸水を飲用している場合
①年1回は水質検査を受ける
②井戸などの施設やその周りを点検し、いつも清潔に保つ

●受水槽や高架水槽を設置している場合
①年1回は水質検査を受ける ②年1回は清掃する

☎保健所生活衛生課 ☎252-7195

